

神奈川県優良工事等表彰要綱

(目的)

第1条 神奈川県及び神奈川県企業庁が発注した工事、設計及び工事監理（以下「工事等」という。）において、特に功績が優れたものを称え、技術の向上と品質の確保を図るため、優良な工事等を施行したものを表彰することとし、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項の規定に基づき、表彰に必要な事項を本要綱により定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、前年度に完成した工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものを施行した法人等（以下「法人等」という。）で、その功績が特に顕著なものを対象とする。

- (1) 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき施行された工事で、その出来栄が特に優れ、他の模範となるもの
- (2) 県の計画意図を十分に把握し、優れた技術と誠意をもって設計及び工事監理したものの
- (3) 著しく困難な条件を克服し完成したものの、その他知事が特に認めたもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状により知事が行う。この場合において記念品を贈ることができる。

2 前項の他、別に定めるところにより、局長（企業局長、教育局長及び警察本部総務部長を含む。以下同じ。）による表彰を行うことができる。

(欠格要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰日以前の2年の間において、神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）第2条に該当したことがあるもの
- (2) その他、知事が表彰することを不相当と認めたもの

(候補の選定)

第5条 当該工事等を所管する局長は、第2条に該当し表彰にふさわしい法人等の候補を選定し、法人等功績調書（別紙様式）を作成する。

(審査委員会)

第6条 被表彰法人等の選考にあたっては、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し審査を行う。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、別表第1の者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が

欠けたときはその職務を代行する。

- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(幹事及び書記)

第7条 委員会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、別表第2の者をもって充てる。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、必要に応じて各局間の調整等を行う。
- 4 書記は、委員長の命を受け、法人等功績調書の内容審査等を行う。

(被表彰法人等の決定)

第8条 知事は、委員会の審査結果に基づき被表彰法人等を決定する。

(表彰の時期)

第9条 表彰は毎年度1回行う。ただし特別の理由があるときはこの限りでない。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

- 2 表彰の事務局は、県土整備局都市部技術管理課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県農政部優良土木工事表彰要綱(昭和51年4月1日施行)、神奈川県土木部優良土木工事表彰要綱(昭和45年2月19日施行)、神奈川県都市部優良工事表彰要綱(昭和57年10月22日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 神奈川県病院事業庁が発注し平成 21 年度に完成した工事等は表彰の対象とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 11 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区 分	職 名
委員長	県土整備局長
副委員長	企業庁企業局水道部長
委 員	総務局財産経営部長 環境農政局総務室長 県土整備局都市部長 教育局行政部長 警察本部総務部長

別表第2（第7条関係）

区 分	所 属	職 名
幹 事	総務局総務室 環境農政局総務室 県土整備局都市部技術管理課 企業庁企業局水道部計画課 教育局行政部財務課 警察本部総務部会計課	経理担当課長 経理担当課長 課長 課長 課長 課長
書 記	総務局総務室 環境農政局総務室 県土整備局都市部技術管理課 企業庁企業局水道部計画課 教育局行政部財務課 警察本部総務部会計課	室員 室員 課員 課員 課員 課員